

平成27年6月第4回室戸市議会定例会会議録（第5号）

1. 日 時 平成27年7月2日（木）

2. 場 所 室戸市議場

3. 出席した議員の番号及び氏名

1番 竹 中 多津美	2番 上 山 精 雄	3番 亀 井 賢 夫
4番 小 椋 利 廣	5番 脇 本 健 樹	6番 濱 口 太 作
7番 谷 口 總一郎	8番 山 本 賢 誓	9番 山 下 浩 平
10番 堺 喜久美	11番 町 田 又 一	12番 林 竹 松
13番 久 保 八太雄		

4. 欠席議員 なし

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	日 垣 龍 二
事務局次長兼班長	寺 岡 安 弘
議 事 班 主 任	武 井 美 冬
議 事 班 主 任	眞 土 浩 子

6. 説明のため出席した者の職氏名

市 長	小 松 幹 侍	副 市 長	久 保 信 介
総 務 課 長	山 本 康 二	企画財政課長	川 上 建 司
滞納整理課長	西 村 城 人	財産管理課長	黒 岩 道 宏
税 務 課 長	上 松 一 喜	市 民 課 長	萩 野 義 興
保健介護課長	武 井 知 香	人権啓発課長	松 本 大 成
農林水産課長併農業委員会事務局長	竹 本 俊 之	建 設 課 長	岡 本 秀 彦
商工観光深層水課長	久保田 浩	ジオパーク推進課長	和 田 庫 治
防災対策課長	上 松 富 士 樹	会計管理者兼会計課長	長 崎 潤 子
福祉事務所長	中 屋 秀 志	教 育 長	谷 村 幸 利
教育次長兼学校保育課長	久 保 一 彦	生涯学習課長	森 岡 光
水道局長	山 崎 桂	消 防 長	竹 谷 昭 一
監査委員事務局長	山 本 ゆかり		

7. 議事日程

日程第1	議案第3号	室戸市職員の退職手当に関する条例の一部改正について
	議案第4号	室戸市学校給食センター設置条例の一部改正について
	議案第5号	平成27年度室戸市一般会計第1回補正予算について
	議案第8号	財産の取得について

議案第9号 訴えの提起について

議案第10号 訴えの提起について

(総務文教委員会委員長報告)

日程第2 議案第2号 平成27年度室戸市国民健康保険事業特別会計第1回補正予算の専決処分の承認について

議案第6号 平成27年度室戸市介護保険事業特別会計第1回補正予算について

議案第7号 平成27年度室戸市海洋深層水給水事業特別会計第1回補正予算について

(産業厚生委員会委員長報告)

日程第3 意見書案第1号 ヘイトスピーチ(憎悪表現)に反対し、根絶を求める意見書について

8. 本日の会議に付した事件

日程第1より日程第3まで

9. 議事の経過

次のとおり

午前10時0分 開議

○議長（久保八太雄君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

日程に先立ち、諸般の報告をいたさせます。日垣議会事務局長。

○議会事務局長（日垣龍二君） おはようございます。

諸般の報告をいたします。

出欠の状況でございますが、定数13名全員の出席でございます。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（久保八太雄君） 次に、市長より発言の申し出がありますので、これを許可します。

小松市長。

○市長（小松幹侍君） おはようございます。

発言の時間をいただきまして、ありがとうございます。

誤りの訂正についてでございます。

開会日に提案理由の説明に先立ちまして御報告をさせていただきました平成26年度出納閉鎖の収支状況についてでございます。誤りがございましたので、訂正をさせていただきたいと存じます。

一般会計の収支状況の中で、翌年度繰越財源について、国の地方創生関連交付金事業の計上に誤りがあり、翌年度繰越財源を7,581万6,000円増額し2億9,442万7,929円に、また実質収支額を同額減額し3億273万7,997円に訂正をお願いするものでございます。

なお、平成26年度室戸市繰越明許費繰越計算書につきましては、本日、差しかえをさせていただいております。まことに申しわけございません。今後、このような誤りのないよう努めてまいりますので、よろしく願いをいたします。以上です。

○議長（久保八太雄君） これより本日の日程に入ります。

~~~~~

○議長（久保八太雄君） 日程第1、議案第3号室戸市職員の退職手当に関する条例の一部改正についてから議案第10号訴えの提起についてまで、以上6件を一括議題といたします。

本案に関し総務文教委員会委員長の報告を求めます。濱口総務文教委員会委員長。

（総務文教委員会委員長報告）

○総務文教委員会委員長（濱口太作君） おはようございます。

総務文教委員会委員長報告を行います。

ただいま議題となっております議案第3号室戸市職員の退職手当に関する条例の一部改正についてから議案第10号訴えの提起についてまで、以上6件につきましては、今期定例会において当委員会に付託されたものであります。

委員会といたしましては、6月25日に委員会を開き、執行部の出席を求め、説明を受け、審

査いたしました。

審査の経過及び結果については次のとおりであります。

まず、議案第3号室戸市職員の退職手当に関する条例の一部改正についてであります。

執行部から説明の後、委員から、今回の改正で自己都合退職以外のものとはどのような理由が該当するのか、勸奨退職はこれに含まれるのかと質疑があり、執行部から、個人の都合による退職が自己都合退職である。自己都合退職以外とは、傷病や死亡による退職である。今回の改正には勸奨退職は該当しないと答弁がありました。

また、室戸市職員の退職手当に関する条例の支給率との関係について質疑があり、退職手当には、給料月額に勤務年数を反映させ支給率を掛けた基本額と調整額がある。今回の改正は、職責に応じた調整額を加算し算定するもので、支給率には関係しないと答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第4号室戸市学校給食センター設置条例の一部改正についてであります。

執行部の説明の後、委員から特段質疑もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第5号平成27年度室戸市一般会計第1回補正予算についてであります。

まず、企画財政課であります。

執行部から説明の後、委員から、2款1項6目企画費、11節需用費の消耗品費17万3,000円について、どのようなお米の袋を作成するのかと質疑があり、執行部から、ふるさと納税のお礼の米を送付するときに使用する。専用の米袋を作成することにより、室戸市のふるさと納税をPRしたいと答弁がありました。

次に、総務課であります。

執行部から説明の後、委員から、2款1項11目情報管理費、13節委託料の社会保障・税番号制度対応作業委託料について、今回の改修を他の市町村と共同で行い、負担を軽減することはできないかと質疑があり、執行部から、室戸市はシステム改修を単独で行ったが、単独であるからといって同じシステムを使用している他市に比べ特別高額になることはないかと答弁がありました。

次に、滞納整理課であります。

執行部の説明の後、委員から、7款5項3目住宅新築資金等貸付事業の12節役務費について、手数料120万8,000円は弁護士手数料かと質疑があり、執行部から、抵当権の実行に必要な予納金である。高知県の裁判所では、1件当たり60万円の予納金が必要である。今回は2件分を計上したと答弁がありました。

次に、今回抵当権を実行する2件は全て第1抵当かと質疑があり、まだ申し立てはしていないが、そのとおりであると答弁がありました。

次に、防災対策課であります。

執行部から説明の後、委員から、2款1項14目防災対策費の19節負担金補助及び交付金について、研修会等参加負担金の防災無線免許の取得は、今後防災対策課に配置された職員が順次取得する必要があるのかと質疑があり、執行部から、免許を持っていない者も免許を持っている者の監督下であれば放送が可能である。現在、防災対策課の職員で免許取得者は1名である。夜間や緊急時など、あらゆるときでも対応できる体制を整える必要があるので、予算を計上したと答弁がありました。

次に、7款5項1目住宅総務費、13節委託料の住宅耐震診断戸別訪問委託料200万円について、戸別訪問の対象戸数とこの事業は何年を予定しているのかと質疑があり、執行部から、対象となるのは住家で、戸数は約8,000棟である。調査実施期間は2年を予定していると答弁がありました。

次に、福祉事務所であります。

執行部から説明の後、委員から、3款2項1目児童福祉総務費、13節委託料のシステム改修は、昨年行った事業だと思うが、改修が必要なのかと質疑があり、執行部から、今年度は臨時福祉給付金の金額に変更があり、昨年は加算があったが、ことしはなくなった。子育て給付金は金額の変更と昨年度は対象外であった生活保護受給者が対象となり、変更点が生じ、改修が必要になったと答弁がありました。

次に、商工観光深層水課であります。

執行部の説明の後、委員から、6款1項2目商工振興費の28節について、繰出金は取水ポンプを取りかえたとのことだが、取水ポンプの実質耐用年数は何年かと質疑があり、執行部から、耐用年数は10年を想定している。今回の故障は部品交換での対応も検討したが、部品がないためポンプの取りかえとなったと答弁がありました。

次に、学校保育課であります。

執行部の説明の後、委員から、3款2項1目児童福祉総務費の子育て世帯支援事業で図書券を配布するとのことであるが、対象者の年齢と人数はと質疑があり、執行部から、0歳から中学3年生までが対象となる。1,160人分の予算を計上したと答弁がありました。

ジオパーク推進課、人権啓発課、保健介護課、農林水産課につきましては、特段の質疑はありませんでした。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第8号財産の取得についてであります。

執行部の説明の後、委員から特段質疑もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第9号訴えの提起についてであります。

執行部の説明の後、委員から、訴訟遂行の条件の中で適当と認める条件で相手方と和解するものとするがあるが、適当と認める和解をしたことはあるのかと質疑があり、執行部から、適

当と認める条件としては、滞納使用料全額を一括で支払い、今後は滞納しないのならば和解も考えられる。滞納整理課になってから、和解したケースはないと答弁がありました。

また、このケースの市営住宅の月額使用料は幾らか、使用料の滞納は何年からかと質疑があり、現在の家賃相当月額が1万4,900円、滞納使用料は平成16年度からであると答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第10号訴えの提起についてであります。

執行部の説明の後、委員から、訴えの内容は滞納使用料等の支払いと市営住宅の明け渡しであるが、滞納額を支払っても明け渡しの必要があるのかと質疑があり、執行部から、このケースは室戸市での生活実態がないので、明け渡しについても訴える。滞納整理課の業務以外のこともかかわりがあるので、関係各課と協議して進めていきたいと答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で総務文教委員会委員長報告を終わります。

**○議長（久保八太雄君）** ただいまの委員長報告に対し、質疑のある方の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（久保八太雄君）** 質疑なしと認めます。

これをもって総務文教委員会委員長に対する質疑を終結いたします。

~~~~~

○議長（久保八太雄君） 次に、日程第2、議案第2号平成27年度室戸市国民健康保険事業特別会計第1回補正予算の専決処分の承認についてから議案第7号平成27年度室戸市海洋深層水給水事業特別会計第1回補正予算についてまで、以上3件を一括議題といたします。

本案に関し産業厚生委員会委員長の報告を求めます。小椋産業厚生委員会委員長。

（産業厚生委員会委員長報告）

○産業厚生委員会委員長（小椋利廣君） 産業厚生委員会委員長報告を行います。

ただいま議題となっております議案第2号から議案第7号まで、以上3件につきましては、今期定例会におきまして当委員会に付託をされたものであります。

委員会といたしまして、6月25日に委員会を開き、執行部の出席を求め、説明を受け、審査を行いました。

審査の経過及び結果につきましては次のとおりであります。

まず、議案第2号平成27年度室戸市国民健康保険事業特別会計第1回補正予算の専決処分の承認についてであります。

執行部から説明の後、委員から、4億911万円の充用金であるが、前年度の繰り入れより5,499万円減少した一番の大きな要因はと質疑があり、執行部から、平成24年度から一般会計

の後期高齢者支援金の繰り入れを行っており、26年度も1億5,000万円繰り入れを行っており、累積赤字額が減少していると答弁がありました。

次に、高知県下統一の平成30年度までには赤字解消はできるのかと質疑があり、繰入金により毎年の赤字額が減少しているが、あと3年で解消するには、当該年度の赤字額を補填した上で毎年1億3,000万円から4,000万円の繰り入れが必要であるので、一般会計の財政状況を見ながら、30年度までには赤字解消に向けて取り組んでいく予定であると答弁がありました。

次に、本市の国保会計は平成30年度には解消しているのかと質疑があり、今の段階では国保会計自体は残り、国保運営検討協議会の中で各市町村の国保税相当分の分賦金額が算定されることになる。本市としては地理的条件の悪さや所得が少ないことなどの理由を主張して、できる限りそれが有利になるように協議を進めていきたいと答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、本案は承認すべきものと決しました。

次に、議案第6号平成27年度室戸市介護保険事業特別会計第1回補正予算についてであります。

執行部から説明の後、委員から、基金積立金は決算状況により剰余金がある場合は何%を積み立てをしなければならないかという根拠はあるのかと質疑があり、執行部から、室戸市介護保険事業介護給付費準備基金設置及び処分に関する条例により、50万円以上の剰余金が生じた場合は基金に積み立てることになっており、この条例に基づいて積み立てを行っているとの答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第7号平成27年度室戸市海洋深層水給水事業特別会計第1回補正予算についてであります。

執行部から説明の後、委員から、修繕料318万2,000円の補正額であり、ポンプの修繕であるが、毎年一般会計から繰り入れをしないといけないのかと質疑があり、執行部から、平成13年から毎年480万円くらい起債の償還をしており、28年度には償還が終了するので、予算的にはゆとりができてくるので、今後はそれで対応していくとの答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で産業厚生委員会委員長報告を終わります。

○議長（久保八太雄君） ただいまの委員長報告に対し、質疑のある方の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保八太雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって産業厚生委員会委員長に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

日程第1、議案第3号室戸市職員の退職手当に関する条例の一部改正についてから日程第

2、議案第7号平成27年度室戸市海洋深層水給水事業特別会計第1回補正予算についてまで、以上9件を一括して行います。

まず、原案に対する反対討論の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保八太雄君） なしと認めます。

次に、原案に対する賛成討論の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保八太雄君） なしと認めます。

これをもって日程第1、議案第3号から日程第2、議案第7号まで、以上9件についての討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第3号室戸市職員の退職手当に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保八太雄君） 起立全員であります。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号室戸市学校給食センター設置条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保八太雄君） 起立全員であります。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号平成27年度室戸市一般会計第1回補正予算についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保八太雄君） 起立全員であります。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号財産の取得についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保八太雄君） 起立全員であります。よって、議案第8号は原案のとおり可決され

ました。

次に、議案第9号訴えの提起についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保八太雄君） 起立全員であります。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号訴えの提起についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保八太雄君） 起立全員であります。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号平成27年度室戸市国民健康保険事業特別会計第1回補正予算の専決処分の承認についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は承認であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保八太雄君） 起立全員であります。よって、議案第2号は承認されました。

次に、議案第6号平成27年度室戸市介護保険事業特別会計第1回補正予算についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保八太雄君） 起立全員であります。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号平成27年度室戸市海洋深層水給水事業特別会計第1回補正予算についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保八太雄君） 起立全員であります。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（久保八太雄君） 次に、日程第3、意見書案第1号ヘイトスピーチ（憎悪表現）に反対し、根絶を求める意見書についてを議題といたします。

案文につきましては、お手元に配付したとおりであります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております意見書案第1号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により提案理由の説明及び委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保八太雄君） 御異議なしと認めます。よって、意見書案第1号につきましては提案理由の説明及び委員会付託を省略することと決しました。

なお、本案については議員全員が提出者、賛成者になっておりますので、質疑及び討論については、なきものとして議事を進めます。

これより採決いたします。

日程第3、意見書案第1号ヘイトスピーチ（憎悪表現）に反対し、根絶を求める意見書についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保八太雄君） 起立全員であります。よって、意見書案第1号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

本日議決されました諸案件について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第43条により議長に委任されたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保八太雄君） 御異議なしと認めます。よって、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、議長に委任されました。

これにて平成27年6月第4回室戸市議会定例会を閉会いたします。

どうもお疲れさまでございました。

午前10時26分 閉会

上記は会議のてんまつを記載して相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

室戸市議会議長

〃 議員

〃 議員